

○流山市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成8年9月27日

規則第14号

改正 平成13年3月30日規則第9号

平成16年10月1日規則第41号

平成17年10月19日規則第43号

平成27年3月31日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成8年流山市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身体障害者デイサービス事業に係るデイサービスセンターの使用)

第2条 条例第7条第1号に規定するデイサービスセンターの使用（同号アに規定する者を除く。）については、市長が別に定めるところによる。

第3条 削除

(通所介護に係るデイサービスセンターの使用の許可手続)

第4条 条例第7条第1号に規定するデイサービスセンターを使用しようとする者（同号アに規定する者に限る。）は、流山市デイサービスセンター使用許可申請書（別記第1号様式）により条例第5条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用の許可をしたときは、流山市デイサービスセンター使用許可書（別記第2号様式）を当該申請に係る者に交付する。

(多目的研修室の使用の許可手続)

第5条 条例第7条第2号に規定する多目的研修室を使用しようとする者は、流山市地域福祉センター多目的研修室使用許可申請書（別記第3号様式）により指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、福祉センターの使用を希望する日の属する月の3月前の月の初日から行うことができる。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 前項に規定する申請は、公共施設予約システム（流山市公共施設予

約システムの利用等に関する規則（平成16年流山市規則第36号）第2条第2号に規定するシステムをいう。以下同じ。）を利用する方法により行うことができる。

- 4 第1項又は第3項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用の許可をしたときは、流山市地域福祉センター多目的研修室使用許可（申請却下）書（別記第4号様式）を当該申請に係る者に交付する。ただし、前項に規定する方法により申請を行う場合の許可は、公共施設予約システムを利用してその旨を当該申請に係る者に表示することにより、当該許可書の交付に替えることができる。

（使用の中止及び変更）

- 第6条 前条第4項の規定により許可を受けた者（以下「多目的研修室使用者」という。）が、多目的研修室の使用を中止し、又は変更しようとするときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による変更の届出があったときは、管理上の支障がない場合に限り、変更を許可する。

（原状回復）

- 第7条 多目的研修室使用者は、多目的研修室の使用を終了したとき（条例第12条の規定により取り消し、又は全部若しくは一部を禁止されたときを含む。）は、速やかに原状に回復し、指定管理者にその旨を届け出て、点検を受けなければならない。

（使用許可の取消し等の通知）

- 第8条 指定管理者は、条例第12条の規定により、センターの使用の許可を取り消し、又は全部若しくは一部を禁止した場合は、流山市地域福祉センター使用許可取消し（禁止）通知書（別記第5号様式）により当該使用の許可を受けた者に通知する。

（販売行為等の許可申請等）

- 第9条 条例第16条ただし書に規定する許可を受けようとする者は、流山市地域福祉センター販売行為等許可申請書（別記第6号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、流山市地域福祉センター販売行為等許可（申請却下）通知書（別記第7号様式）により当該申請に係る者に通知する。

(広告類の掲示等の禁止)

第10条 市長の許可を受けないでセンター及びその敷地内において、  
広告その他これに類するものを掲示し、又は配布してはならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか条例の施行に関し必要な事項は、  
市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年10月1日から施行する。

(流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

2 流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和52年  
流山市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の表左欄及び第3条の表左欄中「地域福祉センター」を「地  
域ふれあいセンター」に改める。

附 則(平成13年3月30日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の流山市地域福祉センターの設置及び管理に  
関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降の使用につい  
て適用し、この規則の施行の日前の使用に関しては、なお従前の例に  
よる。

附 則(平成16年10月1日規則第41号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定により調製  
された申請書その他の書類が残存している場合は、当分の間、所要の  
調整をして使用することができる。

附 則(平成17年10月19日規則第43号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第16号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項（第3条及び第5条の改正規定を除く。）の規定 公布の日

(2) 附則第3項（第3条及び第5条の改正規定に限る。）及び附則第4項の規定 平成29年4月1日

別記







第4号様式（第5条関係）

流山市地域福祉センター多目的研修室使用許可（申請却下）書

第 号  
年 月 日

様

流山市地域福祉センター指定管理者

印

流山市地域福祉センターの使用について、次のとおり許可（申請却下）します。

1 許 可

使用年月日 使用時間	使 用 施 設 行 事 名	使用条件 人 数

2 却 下

理由

第5号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

流山市地域福祉センター指定管理者

印

流山市地域福祉センター使用許可取消し  
禁止通知書

年 月 日付け 第 号で許可した流山市地域福祉センター  
（ ）の使用については、流山市地域福祉センターの設置及び管理  
に関する条例第12条の規定により許可を取り消します（使用を禁止します）。

記

使用場所	流山市地域福祉センター（ ）
使用禁止日	年 月 日 午前 時 分から午後 時 分まで
理由	

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

(宛先)流山市長

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

流山市地域福祉センター販売行為  
等許可申請書

流山市地域福祉センターで販売行為等を行いたいので、流山市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

目 的	
内 容	
日 時	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで
場 所	
そ の 他	

第7号様式（第9条関係）

流山市指令第 号  
年 月 日

様

流山市長 印

流山市地域福祉センター販売行為  
等許可（申請却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった流山市地域福祉センター販売行為等申請  
については、流山市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第9条第2  
項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1 許可

目的及び 内容	
日 時	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
場 所	
許 可 条 件	

2 申請却下

理由

## 別記

第 1 号様式 (第 4 条関係)

第 2 号様式 (第 4 条関係)

第 3 号様式 (第 5 条関係)

第 4 号様式 (第 5 条関係)

第 5 号様式 (第 8 条関係)

第 6 号様式 (第 9 条関係)

第 7 号様式 (第 9 条関係)